

琉球大学内地研究員規程

〔平成16年11月30日〕
制 定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）における内地研究員の受入及び派遣について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この制度は、国立大学法人が設置する大学及び短期大学並びに独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する高等専門学校（以下「大学等」という。）の教員に対し、勤務場所をはなれてその専攻する学問分野の研究に専念させ、教授研究能力を向上させることを目的とする。

(資格)

第3条 内地研究員になることができる者は、大学等の教授、准教授、講師（常時勤務の者）、助教及び助手とする。ただし、教授については、教育研究上特に必要がある場合に限るものとする

(研究期間)

第4条 内地研究員の研究期間は、6ヶ月以上10ヶ月以内とする。ただし、特別の事情がある場合にはこの期間を延長し、または短縮することができる。

第2章 受入

(受入の申出)

第5条 内地研究員の受入を依頼する大学等の長は、琉球大学内地研究員受入調書（別紙様式1）を添えて学長に申し出るものとする。

(受入の決定)

第6条 学長は、前条の申出に基づき、本学の教育研究に支障がない範囲内において、各学部、附属病院、各研究科、保健管理センター、熱帯生物圏研究センター、分子生命科学センター、地域共同研究センター、機器分析支援センター、生涯学習教育研究センター、総合情報処理センター及び留学生センター（国際学生交流センター）（以下、部局等という。）の教授会等の議を経て、内地研究員の受入を決定する。

2 学長は、前項の決定をしたときは、派遣大学等の長に通知するものとする。

(研究料)

第7条 派遣大学等は、内地研究員の研究料として、国立大学法人琉球大学料金規程に定める研究料を、指定の期日までに納付しなければならない。

2 内地研究員が研究を中止した場合は、既納の研究料は還付しない。

(研究の開始)

第8条 内地研究員は、研究開始の日以内内地研究員研究開始届（別紙様式3）を学長に提

出し、指導教員の指導のもとに本学の施設、設備を利用して研究に従事するものとする。

(諸規程の遵守)

第9条 内地研究員は、この規程に定めるもののほか、本学の諸規程を遵守しなければならない。

第3章 派遣

(候補者の推薦)

第10条 内地研究員の派遣（特別の事情がある場合は、派遣先を国立大学法人以外の大学等、研究所その他の研究機関とすることができるものとする。）を希望する部局等の長は、内地研究員派遣調書（別紙様式2）を添えて、候補者を学長に推薦するものとする。

2 部局等の長は推薦に当たって、共同研究、博士号取得等を目的とする者を優先するものとする。

(派遣の決定)

第11条 学長は、推薦のあった候補者のうちから内地研究員を決定し、受入大学等の長に対し受入れを依頼するものとする。

2 学長は、内地研究員の決定に当たって教育研究評議会の議を経るものとする。

(研究料)

第12条 内地研究員の研究料として、受入大学等が定める額を当該内地研究員の所属する部局等の負担により、受入大学等に支払うものとする。

(旅費)

第13条 内地研究員に支給する旅費は、本学が定めるところによる。

(研究方法)

第14条 内地研究員は、本学以外の大学等において、指導教員の指導のもとに当該受入大学等の施設、設備を利用して研究に従事するものとする。

(研究の開始)

第15条 内地研究員は、研究開始の日に内地研究員研究開始届（別紙様式3）を学長に提出しなければならない。

(研究の中断)

第16条 内地研究員は、研究期間中、研究を中断したときは、ただちにその理由を付して、学長に報告しなければならない。

2 前項の場合には、中断期間中、第13条に定める旅費は支給しないものとする。

(研究の中止)

第17条 学長は、内地研究員の研究期間中において、研究の中止を必要と認めた場合には、研究の中止を決定し、受入大学等の長に通知するものとする。

(研究の終了)

第18条 内地研究員は、研究期間が終了したときはただちに内地研究員研究終了届（別紙様式4）により研究の終了及び研究成果等を学長に提出しなければならない。

第4章 雑則

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月6日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。